

1.2. 児童手当審議会

児童手当制度の大綱について

(45.9.16.)

昭和44年7月28日厚生省発児第117号をもって諮問のあった児童手当制度の大綱に関し、本審議会は、その後18回にわたる会議を開催し、慎重に審議したところ、ここに結論を得たので、とりあえず、別紙のとおり答申する。

児童手当制度の大綱について

まえがき

児童手当審議会は、第1回の会合以来、児童手当制度の目的、たて方、給付内容、費用負担等の項目について種々の面より検討をかさねてきたところであり、また、本年六月には、児童手当調査団を編成して、イギリス、フランス等における児童手当制度の実施状況等を調査し、広い視野にわたっての審議を図ることにつとめた。

児童養育費の家計負担の軽減を図ることによって、社会構成の基盤である家庭の安定に寄与するとともに、次代のにない手である児童の健全な育成と資質の向上を期することは、緊急に講じなければならない重要課題である。児童手当制度は、この課題にこたえるひとつの大きな施策である。

一方、増加する老人をめぐる問題にいかに対処するかは、当面の急務であることはいうまでもないが、今後10年、20年後の将来を見通した場合、その時点において数少ない現在の児童が社会の中核となって数多い老人の生活をあわせてささえてゆくべきものであることも、忘れてはならないところである。ここにも児童手当制度を現時点において発足させる意義があるものと考え。

本審議会としては、現在の財政規模およびこれまでの審議の経過を通じて明らかにされたその他の諸事情を考慮しつつ、児童手当の趣旨にそうすることができる内容の具体案を作成することに努力してきたところであるが、早期実現が望まれている情勢にかんがみ、児童手当制度の構想の骨子となるべき事項について、別紙「児童手当制度の大綱」としてとりまとめた。

ここに示す大綱の考え方は、理想的な姿からみればなお不十分なものがあるが、この大綱に基づいて児童手当制度を発足させることは、この制度を最も必要としている家庭における現下の要請にこたえとともに、将来において児童手当の内容の充実、発展をめざす基礎を設

けたこととなり、その意義はきわめて深いと考えられる。

大綱に示すような費用負担関係については、ただちにこのような仕組みをとることが、容易でないところもあると予想される。制度の具体化に際し、その円滑な発足と的確な実施を期するためには、抛出自ら公費負担のあり方、関連諸制度との調整、事務機構のたて方等について、幅広い検討を加える必要があり、また、その結果、段階的な実施を図ることが必要となる場合もあると考えられる。本審議会としては、政府が上記の諸点についてすみやかに検討し、この大綱の趣旨にのっとり、他の社会保障制度との関連を考慮しつつ、早急に児童手当制度を創設するよう強く要望する。

児童手当制度の大綱

1 目的

児童手当制度は、児童養育費の家計負担の軽減を図ることにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、次代のにない手である児童の健全な育成と資質の向上を期することを目的とする。

2 制度のたて方

制度は単一のものとし、被用者と被用者以外の者につきそれぞれ別個の収支によるものとする。

3 給付

(1) 児童手当の支給対象児童は、義務教育終了前の児童が3人以上いる場合の年齢順に数えて第3位以降の児童とする。

(2) 児童手当は、支給対象となる児童を養育する者に対して支給する。

(3) 児童手当の額は、月額3,000円とする。

(4) 児童手当の支給にあたっては、所得制限は行なわない。

4 費用

(1) 被用者に対する児童手当の財源は、事業主の抛出自らおよび国の負担による。

(2) 被用者以外の者に対する児童手当の財源は、被用者以外の者のうち一定限度以上の所得を有するものの抛出自らおよび公費の負担による。